

吉川市福祉の拠点整備基本計画検討委員会設置規則をここに公布する。

令和5年 7 月 12 日

吉川市長



吉川市規則第 40 号

吉川市福祉の拠点整備基本計画検討委員会設置規則

(設置)

第1条 旧庁舎跡地に福祉の拠点を整備するため、吉川市福祉の拠点整備基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、庁舎跡地を福祉の拠点として整備するにあたり、導入機能、財政負担、事業手法、その他基本計画の策定に関し必要な事項を検討し市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 市議会議員
- (3) 市長が指定する市民団体等の代表又は推薦を受けた者
- (4) 公募の市民
- (5) 社会福祉協議会の代表又は推薦を受けた者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末までとする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部財政課において処理する。

(守秘義務)

第8条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。